

第 1 章

音更町地域新エネルギー・ビジョン策定 の目的と位置づけ

- 1-1 新エネルギー・ビジョン策定の背景
- 1-2 新エネルギー・ビジョン策定の意義
- 1-3 新エネルギー・ビジョン策定の目的
- 1-4 新エネルギーとは
- 1-5 新エネルギー関連施策の概要
- 1-6 上位関連計画との関係
- 1-7 新エネルギー・ビジョン策定体制
- 1-8 調査の進め方



第1章 音更町地域新エネルギービジョン策定の目的と位置づけ

■ 1-1 新エネルギービジョン策定の背景

1-1-1 人類とエネルギー

18世紀の蒸気機関の発明に端を発する、産業革命という工業技術の飛躍的進歩を契機に、それまで水車、風車や馬車などのエネルギーが中心であった共存安定型の産業活動・消費行動の時代は、資源・エネルギーなどを大量に消費する時代へと大転換しました。

それ以降の重化学工業を基軸とする産業経済活動は、エネルギー資源を大量に消費する構造へ進展し、これに伴い地球環境への負荷も飛躍的に増大しました。

特に第2次世界大戦以降、先進国を中心とする社会経済活動の拡大、交通手段の発達などによる人流・物流の増大は、エネルギー消費の加速的増加と森林面積の減少などを招きました。

地球的な時間でみれば200年という短い期間に、わたしたちの社会経済活動は大切な地球上に多大な環境負荷をかけたことになります。

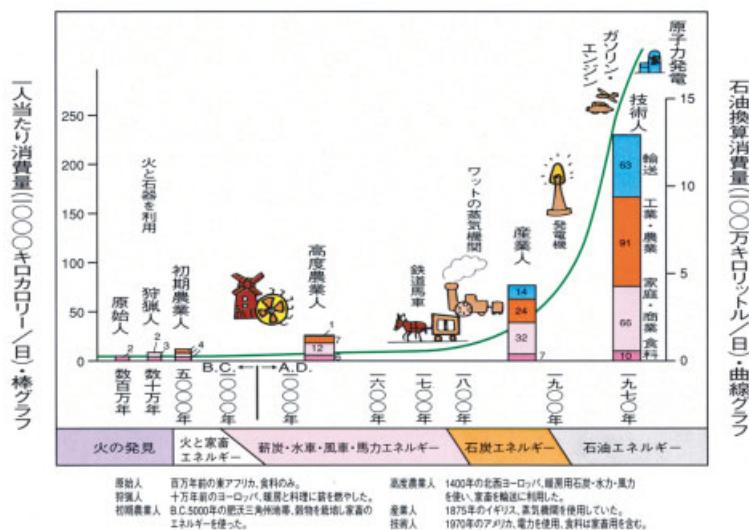


図 1-1-1 人類とエネルギーのかかわり
(出典：環境省)

1-1-2 地球環境問題

「かけがえのない地球 (Only One Earth)」。これは、1972年にスウェーデンのストックホルムで開かれた世界規模では初の環境国際会議「国連人間環境会議」におけるスローガンです。

このかけがえのない地球上のあらゆるところで今、環境問題が顕在化しています。

地球温暖化をはじめ、酸性雨（霧）、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、野生生物の種の減少、砂漠化の進行などの諸問題はいずれも地球規模で起こっています。そして、そのどれもが一朝一夕の解決は難しく、次代にまで影響をおよぼすものであり、全世界的な対策が必要となっています。

わたしたちは今、これら諸問題を負の遺産として後世に残さないため、また、地球環境を守り持続可能な経済的・社会的発展を目指すためにも、大量生産・大量消費・大量廃棄型の消費活動の自覚的な見直しという、新たな転換の時を迎えていきます。

そして、わたしたちが「地域」という視点に立つときに重要な理念として、「地球規模で考え足元から行動する (Think Globally, Act Locally)」があります。



1-1-3 地球温暖化の仕組み

地球に届く太陽光のエネルギーは、その約7割が地上に吸収され熱に変わります。地表面は、その熱（赤外線）を宇宙空間に向けて放射しますが、一部は大気中の二酸化炭素、水蒸気やメタンなどが吸収し、地表に向けて再放射します。熱を吸収、再放熱し地表を適度な温度に保つ効果があるこれらガスのことを「温室効果ガス」といいます。

先にふれた産業革命以降、石油や石炭などを燃やしたり森林を切り開いたりと人間活動が活発になりました。しかし、この影響で、それまで比較的安定していたといわれる温室効果ガスの総量は急激に増加しました。その結果、エネルギーの入放射のバランスが崩れ、地球の気温を上昇させていくことが、現在、地球温暖化の原因であるとして大きな問題となっています。

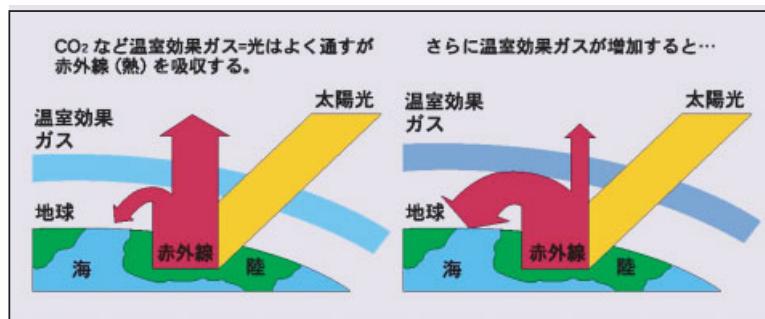


図 1-1-2 地球温暖化の仕組み

1-1-4 地球温暖化の兆し

「気候変動に関する政府間パネル（I P C C）」の第三次評価報告書によると地球の平均気温は1861年以降現在まで0.4~0.8°C上昇し、さらに20世紀中に海面水位は10~20 cm上昇していることが明らかとなっており、過去50年間の地球温暖化の大部分が人間活動に起因しているとされています。また、21世紀中に地上気温は1.4~5.8°C上昇し、海水の膨張などにより21世紀末には海面が9~88 cm上昇すると予測されています。

地球温暖化の影響は、既に世界各地で始まっています。下の写真は、南太平洋の島国ツバル国内のある島の様子ですが、海面上昇により、これまで砂などの流出を波から守っていた椰子の木もわずかに残されるまで侵食され、今後、島は水没してしまうともいわれています。

このような海面上昇のほか、地球温暖化で発生するとされる諸問題の代表的なものとしては、異常気象の多発（台風の強大化、降雪量の大変動、洪水や干ばつの増加など）、農作物の不作、熱帯性病害虫の北上、健康への悪影響などがあり、全世界的な取組みが重要となっています。



図 1-1-3 海面上昇による影響^{*1}
(Photo credit: Shuuichi Endou [Tuvalu Overview])

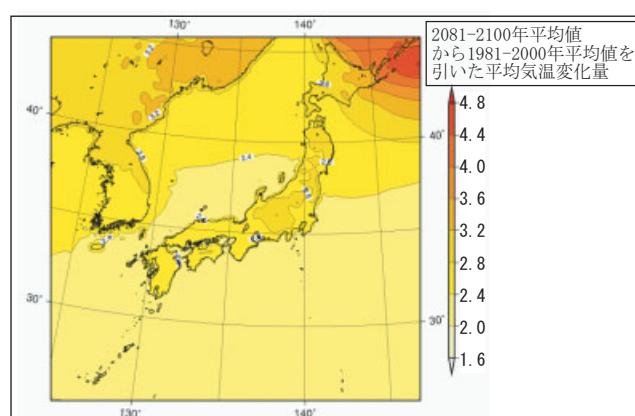


図 1-1-4 平均気温変化予測量
(地球温暖化予測情報第6巻〔気象庁〕)

*1 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページより (<http://www.jccca.org/>)



1-1-5 京都議定書が発効

国連人間環境会議（1972年）以後、様々な国際会議や取組みが世界中で進められ、1992年には「環境と開発に関する国際会議」、いわゆる「第1回地球サミット」がブラジルのリオデジャネイロで開催されました。

世界各国から、100人以上の首脳を含む180カ国の代表、国際機関、企業、NGOなど2万人以上が参加したこの会議では、「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」「アジェンダ21」「森林原則声明」が採択されました。そのほか「環境と開発を統合し、持続可能な開発を進めることが人類の安全で繁栄する未来への道である」とことが確認されています。

地球サミットは、地球環境問題が国際社会の最重要課題のひとつであるとの認識が世界的に高まる大きな契機となっています。また、第1回地球サミットの際に採択された「気候変動枠組条約」はサミット会期中に155カ国が署名し1994年に発効しました。

その後、締結国間における数値目標の設定は難航したもの、1997年の地球温暖化防止京都会議（COP3）において「京都議定書」が採択され、2005年2月16日に発効しました。

参加各国は、地球全体で温室効果ガスを1990年レベルに安定させることで合意、2008年から2012年までの約束期間中に、先進国全体で1990年比で5%の削減を、我が国は6%の温室効果ガス削減を国際的に約束しています。

我が国では、これを受けて4月28日に地球温暖化対策推進法に基づいた「京都議定書目標達成計画」が閣議決定されています。

計画の中では「地域の自然的社会的条件を分析し、主として、地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援、地域資源をいかした新エネルギー等の導入のための調査・導入事業といった、より地域に密着した、地域の特性に応じて最も効果的な施策を、国や都道府県、地域の事業者等と連携して進めることが期待される」という事項が掲げされました。

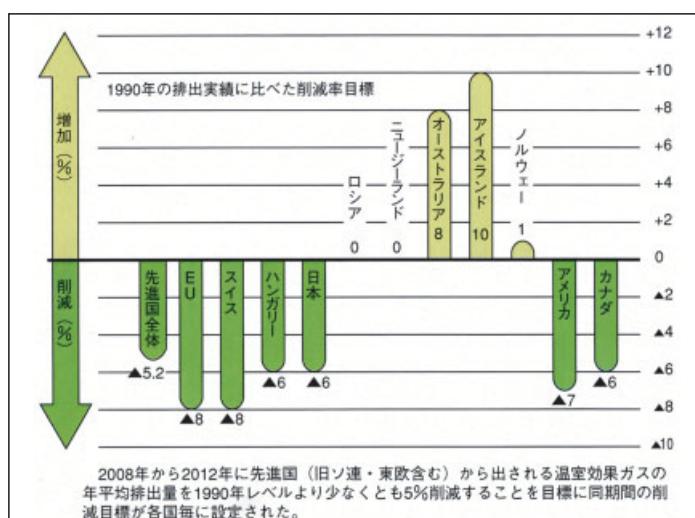


図 1-1-5 京都議定書における削減目標
(出典: NEDO新エネルギーガイドブック)

1-1-6 エネルギーの有限性

1970年代に起こった2度のオイルショックは、世界規模でエネルギーに対する意識の転換を迫る大きな契機となりました。石油供給の不安定性が強く認識されるとともに、エネルギー輸入依存度の高い我が国を含め、エネルギー消費国はエネルギーの安定供給の確保を目指した管理（エネルギーセキュリティ）、また、特定のエネルギー源に過度に依存しない各種資源の適切な組合せ、すなわちエネルギー・ミックスの確保に向けた取組みを進めてきました。



現在、探査などにより確認されている埋蔵量は、石油で1兆460億バレルであり、これを現在の年間生産量で割った可採年数は40年と計算されています。可採年数は、探鉱技術の進歩や新たな資源開発により数値は変動するため、そのものは絶対的ではないものの、化石燃料などの資源が有限であることに変わりありません。

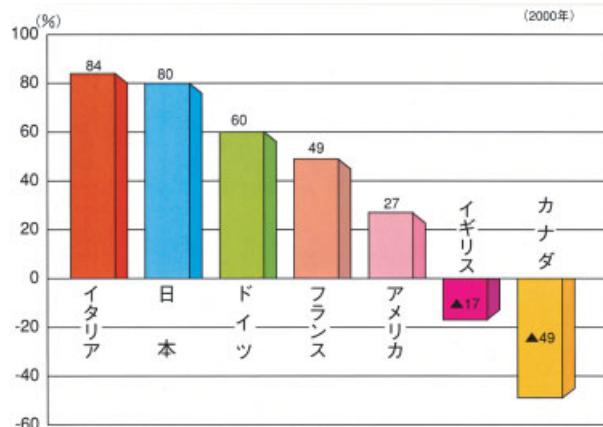


図 1-1-6 主要国のエネルギー輸入依存度
(出典: J A E R O)

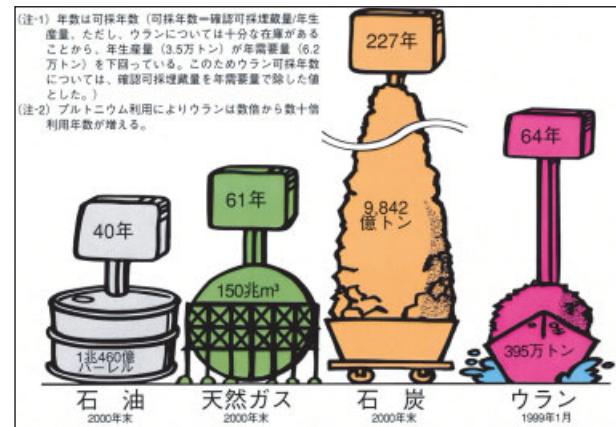


図 1-1-7 世界のエネルギー資源確認可採埋蔵量
(出典: J A E R O)

1-1-7 石油価格の高騰

2004年度は、エネルギー価格が総じて高騰し、アジアを中心とした世界の長期的エネルギー需要拡大傾向と供給力の限界に対する懸念が高まりました。この価格高騰は、中国をはじめとする世界の石油需要の増加、80年代後半から90年代の低い原油価格を背景とした石油生産投資ペースの鈍化等による余剰生産力の低下といった構造的要因と、産油国における供給リスクの顕在化、自然災害、欧米の厳しい寒波等といった短期的要因に、石油市場への投資資金の流入が加わり、これら諸要因が複合的に作用した結果からもたらされたものと考えられています*1。

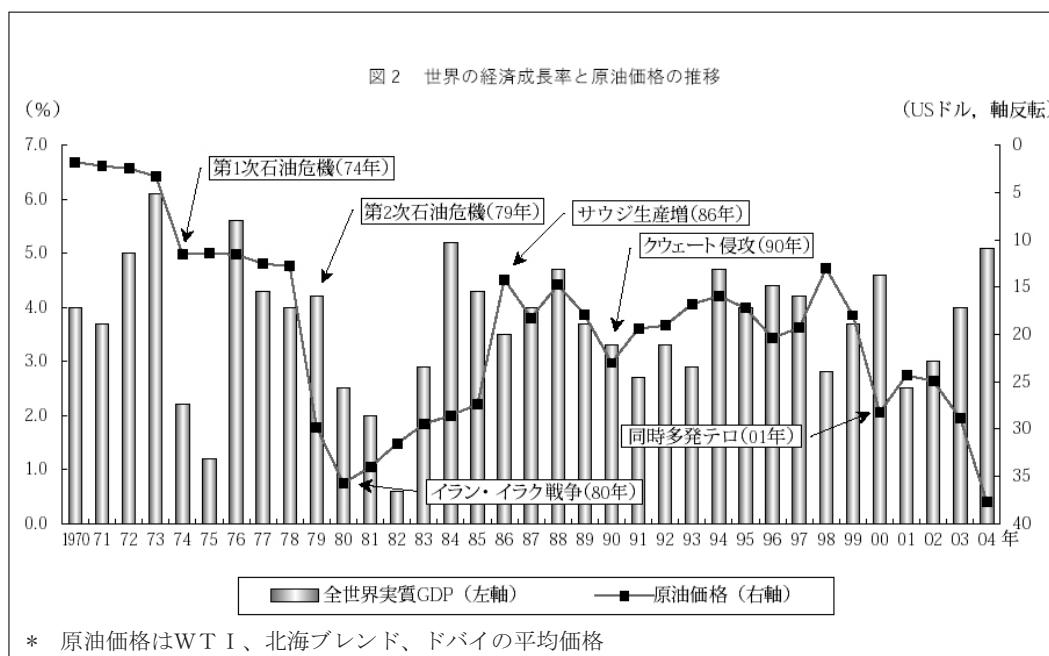


図 1-1-8 世界経済成長率と原油価格の推移
(出典: IMF)

*1 出典: エネルギー白書2005 (資源エネルギー庁) から抜粋



■ 1-2 新エネルギー・ビジョン策定の意義

1-2-1 地域から考える

わたしたちが住む北海道は、温暖地と比較し冬期間の石油消費量が格段に多い地域です。また、本町は、公共交通機関が脆弱なため、自家用車を中心とする自動車が移送手段の主流で、その傾向はさらに顕著になっています。

先般の石油価格の高騰は家計の圧迫要因となっており、化石燃料に頼ってきたこれまでのライフスタイルの見直しをいやがおうでも意識せざるを得ません。一方で今、エネルギーについて、地域から考える大きな契機であると考えることができます。

今後、これまでの物質的豊かさを追求してきた価値観を見直し、環境負荷を軽減することにより、わたしたちの生活の場である地域経済社会の持続可能な発展を目指す取組み・行動が必要となっています。

1-2-2 次代を担う音更の子供たちのために

本町は、豊かな自然を背景に、我が国の穀倉地帯としての役割を担う農業を基幹産業として、発展を続けています。次代を担う子供たちに明るい将来を約束し、21世紀の輝かしい未来に向かって発展し続けるためには、環境配慮に主眼をおいたまちづくりを考える必要があります。

今後のまちづくりを進める上で、本町が有する貴重な地域エネルギー資源を生かした「新エネルギー」の活用は極めて大切なことであると考えます。

1-2-3 エネルギー自給圏の構築

「音更町地域新エネルギー・ビジョン」は、地域エネルギー資源を活用しエネルギーを再生産するための指針となるものです。計画の目的には、地域特性を生かした新エネルギーを活用することにより大気中のCO₂の収支バランスを差し引きゼロに近づけ（カーボンニュートラル）、資源最小化を図る取組みの推進があります。

さらに、この領域における産業の育成（新エネルギー産業）を住民参画のもとに進め、産消協働により資源循環型エネルギー・コミュニティの形成を目指すことが重要と考えます。



■ 1-3 新エネルギービジョン策定の目的

前項の背景を踏まえ、本町の新エネルギー活用の具体的テーマとしては、麦稈や農産物加工残渣物などを利用した農業系バイオマスエネルギー、家畜ふん尿を利用した畜産系バイオマスエネルギーおよび間伐材などの森林系バイオマスエネルギーなどの未利用エネルギーのほか、太陽熱・風力・雪氷などの気候条件を利用した自然エネルギーがあります。また、十勝川温泉などの廃湯熱利用や食物残渣などの廃棄物系バイオマスエネルギーの利用が考えられます。

本町が抱える課題の解決と地域産業の振興を図るため、これら新エネルギーの活用を前提として、「音更町地域新エネルギービジョン」の目的を以下に掲げます。

新エネルギービジョン策定の目的

- ① 本町に潜在するあらゆる資源をエネルギーの観点から再認識し、町内の新エネルギー賦存量を調査・推計する。
- ② 本町に賦存する利用可能なエネルギー資源の利用について専門的な見地から検討を加え、新エネルギーの導入の可能性を探る。
- ③ 総合計画をはじめ、関係する既存の諸計画等との整合性を図り、新エネルギーの導入、普及啓発に係る基本構想及び施策の方向性を明らかにする。
- ④ 新エネルギー導入による産業連鎖などにより、地域産業の振興を図るため、重点プロジェクト策定に向けた検討を行う。
- ⑤ 町民・事業者の積極的な参加を促進し、新エネルギー利用に関する共通認識を醸成する。



■ 1-4 新エネルギーとは

新エネルギーとは、自然の力（自然エネルギー）を利用したり、今まで使われず捨てていたエネルギー（未利用エネルギー）を使ったりする地球環境に優しいエネルギーのことで、1980年に施行された「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」において、石油代替エネルギーのひとつとして位置づけられました。

1997年6月には「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」が施行されました。その中で、新エネルギーとその種類について「技術的には実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもの、そして石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と規定しています。

新エネルギーは、エネルギー源の性質により、供給サイドのエネルギーとしては熱利用分野と発電分野に分類され、需要サイドのエネルギーとしては従来型エネルギーの新利用形態という形で分けられています。

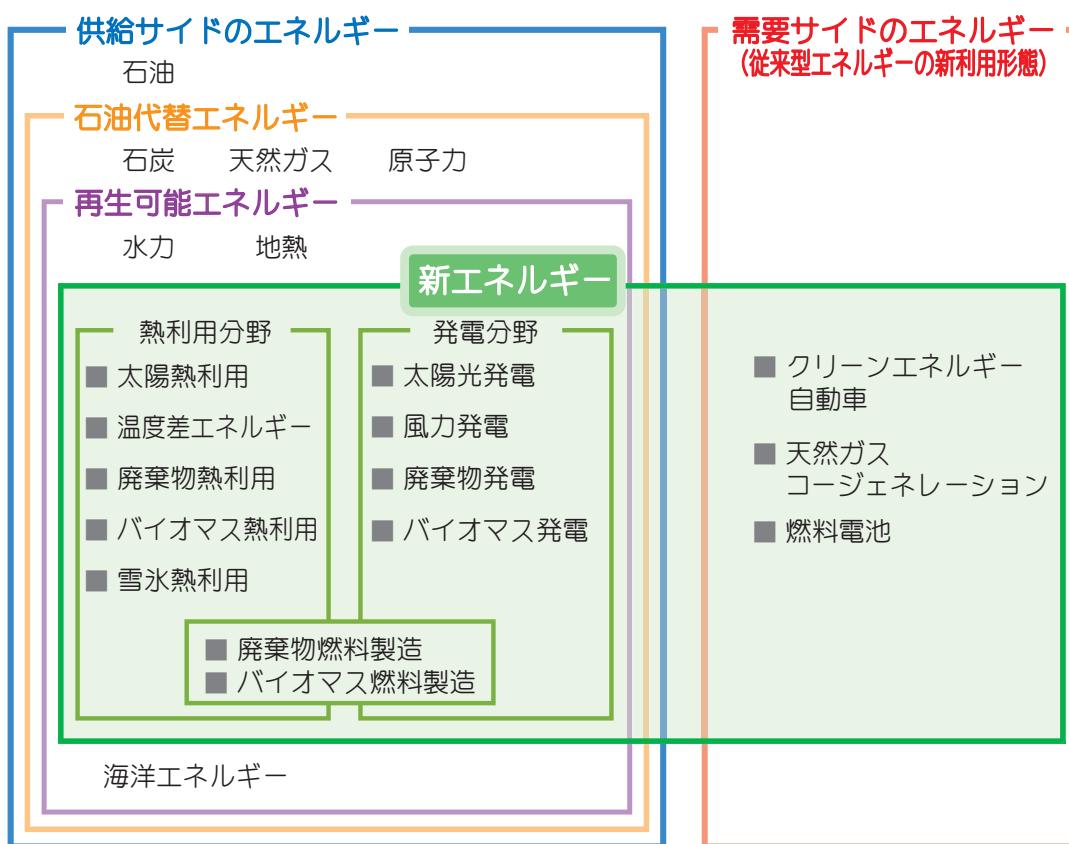


図 1-4-1 新エネルギーの分類
(NEDO新エネルギーガイドブックを元に作成)



また、経済産業省「総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会」では、新エネルギーの導入目標を以下のように設定しています。

表 1-4-1 新エネルギーの導入目標
(出典: NEDO新エネルギーガイドブック、
資源エネルギー庁資料)

(1) 供給サイドの新エネルギー

	2002年度(実績)		2010年度				
	原油換算 (万kL)	設備規模 (万kW)	現行対策維持ケース		目標(追加対策ケース)		2010/ 2002
			原油換算 (万kL)	設備規模 (万kW)	原油換算 (万kL)	設備規模 (万kW)	
太陽光発電	15.6	63.7	62	254	118	482	約7.6倍
風力発電	18.9	46.3	32	78	134	300	約7.1倍
廃棄物発電+ バイオマス発電	174.6	161.8	230.6	196.8	586	450	約3.4倍
太陽熱利用	74	—	74	—	90	—	約1.2倍
未利用エネルギー ^{※1}	4.6	—	5	—	5	—	約1.0倍
廃棄物熱利用	164	—	186	—	186	—	約1.1倍
バイオマス熱利用 (黒液・廃材含む)	471	—	483	—	791 ^{※2}	—	約1.8倍
新エネルギー供給計	923	—	878	—	1,910	—	約2.1倍

※1 温度差エネルギーと雪氷熱利用を合計した。 ※2 バイオマス熱利用と黒液・廃材等を合計した。

(2) 再生可能エネルギー

	2001年度(実績)	2010年度		
		現行対策維持ケース	目標(追加対策ケース)	2010/2001
	原油換算(百万kL)	原油換算(百万kL)	原油換算(百万kL)	2010/2001
新エネルギー供給計	7	9	19	約2.7倍
水力(一般水力)	21	20	20	約1倍
地熱	1	1	1	約1倍
再生可能エネルギー供給計	29	30	40	約1.4倍

(3) 需要サイドの新エネルギー(従来型エネルギーの新利用形態)

	2002年度(実績)	2010年度		
		現行対策維持ケース	目標ケース	
クリーンエネルギー ^{※1} 自動車	13.9万台	約67万台	約233万台	約18.8倍
天然ガスコーポレーション ^{※2}	215万kW	約339万kW	約498万kW	約2.3倍
燃料電池	1.2万kW	約4万kW	約220万kW	約183倍

※1 需要サイドの新エネルギーである電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車、メタノール自動車、さらにディーゼル代替LPG自動車を含む。

※2 燃料電池によるものを含む。



■ 1-5 新エネルギー関連政策の概要

わが国の新エネルギー政策は、大きく分けて「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」「長期エネルギー需給見通し」「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」「電気事業者における新エネルギー等の利用に関する特別措置法」の4つから構成されます。

(1) 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（1980年施行、2002年改正）

同法は、エネルギーの安定的かつ適切な供給の観点から制定されました。法では「経済産業大臣は、総合的なエネルギーの供給の確保の見地から、石油代替エネルギーの供給目標を定め、これを公表しなければならない（第3条1）」としています。また供給目標は、「エネルギーの需要及び石油の供給の長期見通しなどを勘案し、環境の保全に留意しつつ定める」と規定しています（第3条2）。

さらに、法第4条では「エネルギーを使用する者は、石油代替エネルギーの供給の状況、石油代替エネルギーに係る技術水準その他の事情に応じた石油代替エネルギーの導入に努めなければならない」とし、エネルギー使用者の努力について規定しています。

(2) 長期エネルギー需給見通し

長期エネルギー需給見通しは、総合的なエネルギー政策を確立するため、エネルギー需給の将来像を示しつつ、エネルギーの安定供給に向けた取組みを促す観点から、経済産業大臣の諮問機関である総合エネルギー調査会において策定しています。

1997年の京都議定書におけるCO₂排出削減目標を踏まえ、1998年、2001年、さらに、2005年7月に今後目指すべきエネルギー需給の姿として同見通しを改定しています。

(3) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（1997年施行、2002年改正）

同法は、新エネルギー利用等の促進を加速化させるため、1997年に施行されました。法第1条には「内外の経済的・社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等についての国民の努力を促すとともに、新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする」とあります。

また、国・地方公共団体、事業者、国民などの各主体の役割を明確化する基本方針（閣議決定）の策定、新エネルギー利用等を行う事業者に対する金融上の支援措置などを規定しており、1997年9月には同法に基づき、国民、事業者、政府などの各主体が講すべき措置に関する基本的な事項を規定した基本方針を策定しています。

2002年1月には、本法の「新エネルギー利用等」として、バイオマス及び雪氷のエネルギー利用を追加するため、施行令第1条にこれらを追加する改正を行っています。

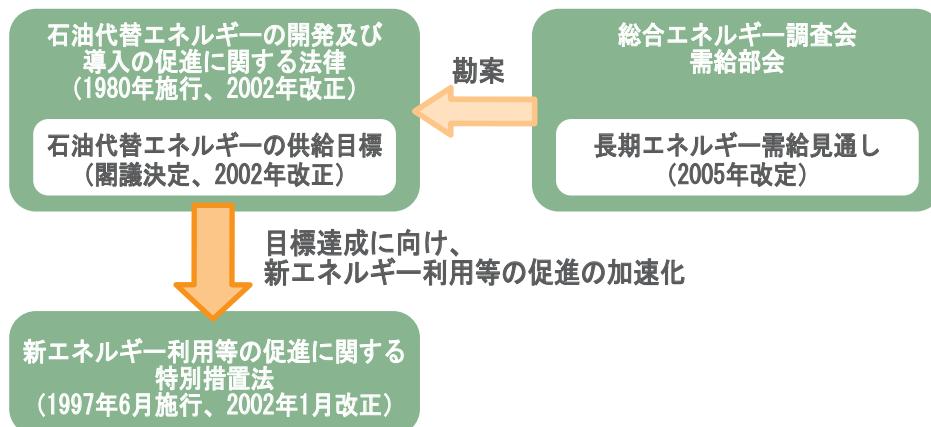


図 1-5-1 新エネルギー政策の概要



(4) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（2003年施行）

2003年に施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（以下、新エネルギー等電気利用法）は、新エネルギー等のさらなる普及のため、電気事業者に対して、一定量以上の新エネルギー等を利用して得られる電気の利用を義務付けることにより、新エネルギー等の利用を推進していくものです。法第1条には、「この法律は、内外の経済的・社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する必要な措置を講ずることとし、もって環境の保全に寄与し、及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする」とその目的を挙げています。

また、新エネルギー等電気利用法に基づき、エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するため、電気事業者に対して、毎年、その販売電力量に応じた一定割合以上の新エネルギーなどから発電される電気の利用を義務付け、新エネルギー等のさらなる普及を図ることを目的とするRPS制度（Renewables Portfolio Standard）が設立されています。

RPS制度では、その対象エネルギーを風力、太陽光、地熱、水力（水路式の1,000kW以下の水力発電）、バイオマスとしています。

電気事業者は先の義務を履行する際、①自ら発電する、②他から新エネルギー等電気を購入する、③他から新エネルギー等電気相当量を購入することができ、これにより電気事業者は経済性その他事情を勘案して、最も有利な方法を選択することができるようになっています。

RPS制度は、諸外国においても導入が進んでおり、化石燃料や原子力以外の領域である再生可能エネルギー源を開発する取組みを活発化させています。

表 1-5-1 主要国におけるRPS制度概要

（出典：資源エネルギー庁）

	日本	イギリス	スウェーデン	オーストラリア	米国（テキサス州）
クオータ 義務量	2010年までの新エネルギー等電気の利用目標を12,200 GWhと設定	総販売電力量のうち 2002年度：3%～ 2010年度～26年度： 10.4% (2011年度以降の義務比率については増加の方向で議論中)	電力消費量のうち 2003年：7.4%～ 2010年：16.9%	2010年までの再生可能電力の増加目標を9,500GWhと設定 (2010年における予測電力供給量の2%を目標として設定) →2020年まで制度継続の方向	2009年までに2,000MWの再生可能発電設備容量を増設
義務 対象者	電気事業者（一般電気事業者、特定電気事業者、及び特定規模電気事業者）	電力小売事業者	電力需要家 (小売事業者が義務履行を代行)	電力小売事業者、 発電事業者から直接購入の需要家	電力小売事業者 (自由化対象地域の事業者のみ)
対象	風力 太陽光 地熱 水力（水路式の1000kW以下の水力発電） バイオマス	エネルギー 水力 (既設は20MW以下) 太陽光 風力 地熱 潮力 波力 バイオマス (混焼は除く)	廃棄物（非バイオマス分も含む） 水力※ 太陽 風力 地熱 潮力 波力 バイオマス ※水力は1.5MW以下の既存設備、1.5MW以上の既存設備の増設、新規設備が対象	水力 太陽熱温水 太陽光 風力 地熱 波力 潮力 海洋エネルギー 燃料電池 高温岩体、バイオマス（混焼含む）	水力（規模制限なし） 太陽（太陽熱も含む） 風力 地熱 波力 潮力 バイオマス (混焼なし)



■ 1-6 上位関連計画との関係

町民・事業者・行政の協働により新エネルギーの導入を推進するためには、北海道や広域圏との連携・調整を図る必要があります。環境・資源循環・農業など関連分野で本町に関わる上位関連計画には以下の計画などが挙げられます。

(1) 第3次北海道長期総合計画（北海道 1998-2007年度）

本計画は、「恵まれた環境のなかでだれもが主体的に多様なライフスタイルを選択し、豊かで安心して暮らせる活力のある地域社会の実現」を目標にしています。

そのうち十勝圏については、「都市と農山漁村が連携し、たくましい産業を育み、新たなライフスタイルを創造する」を基本目標として、以下の6つの振興策を掲げています。

十勝圏の基本目標

- ① 「うるおい」と「やすらぎ」のある地域づくり
- ② 個性豊かな地域文化の創造と国際交流の推進
- ③たくましい農業の展開とゆとりと活力あふれる農村づくり
- ④ 厚みと広がりのある地域の産業の展開
- ⑤ 雄大な自然や農村景観を生かした体験型観光の促進
- ⑥ 道内外と結ぶ交通・情報ネットワークの形成

(2) 北海道新エネルギー・ローカルエネルギー・ビジョン（北海道 1998-2010年度）

新エネルギー・ローカルエネルギーについて、7つの視点（自然と共生するクリーンライフスタイルの実現、公共分野への導入促進、地域特性に応じた導入促進、都市再開発などにおける導入促進、地域振興策としての導入促進、自立・分散型拠点の整備、関連分野の産業の創出・育成）を掲げています。持続可能な社会経済、エネルギー自給率の向上と安定的確保、地球環境保全に寄与することを目的に、導入促進施策の実施、新エネルギー・ローカルエネルギーの開発・導入拡大を目指しています。

(3) 北海道地球温暖化防止計画（北海道 2000-2010年度）

道民・事業者・行政が連携して温暖化対策を推進することにより、我が国が国際社会に約束した温室効果ガス削減目標の達成に寄与することを目的にしています。重点施策として「省エネルギー・新エネルギーの総合的推進」「廃棄物対策の総合的推進」など5項目を掲げています。



(4) 北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画（北海道 2002-2010年度）

北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入促進に関する施策を総合的、計画的に推進するため、本道の地域特性に即した的確な目標と施策の基本的な事項を定めたもので、道民や事業者などが省エネルギーの推進や新エネルギーの開発・導入に自主的・積極的に取組んでいくための指針として位置づけられています。

表 1-6-1 北海道における新エネルギーの導入目標（2010年度）

区分		1998年度実績		2010年度目標		増減	
		設備容量等 (万kw)	原油換算 (万k1)	設備容量等 (万kw)	原油換算 (万k1)	設備容量等 (万kw)	原油換算 (万k1)
発電分野	太陽光発電	0.19	0.02	25.3	6.2	25.1	6.2
	風力発電	0.9	0.3	20.0	10.7	19.1	10.4
	中小水力発電	80.0	90.8	81.6	104.4	1.6	13.5
	廃棄物発電	2.7	3.4	14.7	19.4	11.9	16.0
	バイオマス発電	0.1	0.1	2.2	2.9	2.1	2.8
	波力発電	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	潮力発電	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
供給サイド	地熱発電	5.0	4.6	5.0	4.7	0.0	0.1
	太陽熱利用		1.4		18.3		16.9
	水温度差		0.0		2.0		2.0
	雪氷		0.003		0.8		0.8
	地熱（熱水利用）		4.9		5.4		0.5
	排熱利用		1.2		1.3		0.1
	廃棄物熱利用		0.0		0.5		0.5
燃料分野	バイオマス熱利用		0.0		1.1		1.1
	廃棄物燃料製造		1.7		9.5		7.8
	固形化		1.4		8.8		7.4
需要サイド	再生油		1.3		0.7		0.4
	小計	88.9	108.5	148.8	187.2	59.9	78.7
	一次エネルギー道内総供給		2,759		2,971		
一次エネルギー道内総供給に占める割合			3.9%		6.3%		
需要サイド	コーチェネレーション	23.4		48.4		25.0	
	燃料電池	0.02		10.3		10.3	
	クリーンエネルギー自動車	0.09万台		16.5万台		16.4万台	
合計			108.5		187.2		78.7

※ 供給サイドのうち「波力発電」、「潮力発電」については、技術開発段階であるため目標を設定していない。



(5) 第2次十勝ふるさと市町村圏計画（十勝圏複合事務組合 1998-2007年度）

1市16町3村で構成される同計画では「自然との調和を図りながら、心豊かにいきいきとしたライフスタイルを実現し、自分らしい生き方が実感できる“夢大陸・とかち”の実現」を21世紀の十勝圏の未来像とし、地域づくりの施策の柱として以下の5つの項目を掲げています。

施策の柱

- ① 安全で快適な生活と、健やかな暮らしを守る定住環境の整備
- ② ふれあいに満ちた、豊かな人間性を育む地域社会の実現
- ③ 豊かな生活を支える、先進的でたくましい地域産業の育成
- ④ 恵まれた自然環境を未来につなぐ、人と自然が調和した社会の形成
- ⑤ 新たな可能性と発展をめざす、多様な広域連携と交流の拡大

(6) 第4期音更町総合計画（音更町 2001-2010年度）

① 基本目標

「第4期音更町総合計画」は、21世紀にふさわしい、魅力あるまちづくりを進めていく指針として「行政と住民のパートナーシップ」に基づき「自らの地域を自らの責任において創っていく」を基本理念とした、住民自治のまちづくりを推進するための計画として位置づけられています。

我が国有数の穀倉地帯として、豊かな大地と共に生きるまち、町民一人ひとりが安心して暮らせるやさしさあふれる快適なまちを目指した、新しいまちづくりの将来像として以下の将来像を掲げています。

【音更町の新しいまちづくりの将来像】

人と大地がひびきあい躍進する 快適都市 おとふけ

基本目標

- ① 活力にあふれた躍動する産業のまち
- ② 安心して暮らせる快適環境のまち
- ③ やさしさに満ちた健やかなまち
- ④ 心を育む学びのまち
- ⑤ 共に歩み、共に築くまち



② 土地利用の基本方針

計画では、本町の土地利用の基本方針として町域をその役割に応じて3つの区域に分け、それぞれ基本方針を掲げています。

基本目標

① 都市区域

計画的な市街地の拡大を図り、街路、公園、緑地等の適正配置に努めるほか、上下水道等都市基盤の整備を図り、都市的魅力ある利便性の高い市街地形成をめざします。

② 農業地域

農業的土地利用と都市的土地区画整理事業の混在を避け、優良農地を集団的に確保するため、「農地法」、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいた運用を図ります。

③ 森林地域

森林は、経済的效果だけでなく、国土の保全、水源かん養、大気の浄化など、地球環境を維持し改善するという機能を担っています。

これら資源の保全と共に、自然とふれあう場としての活用に努めます。

③ 環境保全

環境保全に係る基本方針のひとつとして、「豊かな自然環境を可能な限り保全し、次の世代に引き継ぐ緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めます」という方針を掲げています。さらに、その施策の内容として以下の項目を掲げています。

基本目標

- ① 環境対策
- ② 自然環境の保全
- ③ 自然エネルギーの活用

(7) 音更町都市計画マスターplan（音更町 2003-2020年度）

① 地区区分と地区別構想

本町は、概ね3つの地区に人口が集積し市街地形成している状況です。これらのことから同計画では3つの地区区分に基づいた地区別構想を策定しています。各地区的地区別構想において、本ビジョンに関連する基本方針として、以下の事項が掲げられています。

(音更地区)

- ・豊かな自然環境の保全・活用

(木野・宝来地区)

- ・水辺、樹林、農用地など、自然を大切にし、共存できる地区づくり

(十勝川温泉地区)

- ・自然资源の保全、有効活用
- ・特色があり、活気のある温泉街の創出

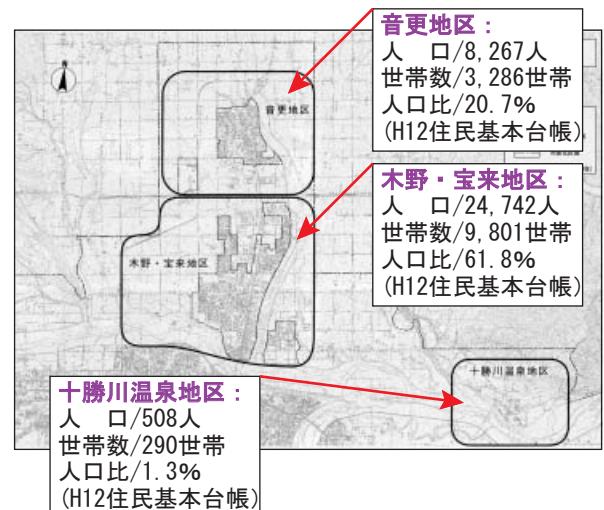


図 1-6-1 都市計画区域における地区区分図と地区別人口



■ 1-7 新エネルギービジョン策定体制

新エネルギービジョン策定に当たっては、学識経験者、町民、事業者、関係機関や行政などで構成する「音更町地域新エネルギービジョン策定委員会」を設置し、調査の方針や重点プロジェクトなどに関する検討を行いました（図 1-7-1）。

また、庁内に関係部課（財政課、総務課、環境保全課、農政課、商工観光課、建築住宅課、教育委員会、企画課）で組織する「庁内検討委員会」を設置し、横断的連携・協議のもと、合意形成を図りながらビジョン策定に取組みました（図 1-7-2）。

新エネルギービジョンの策定及び推進には、町民や事業者との協働による取組みが肝要であることから、新エネルギーの活用に関する共通認識の醸成に留意して策定に取組みます。

専門的調査については調査機関（コンサルタント）に委託し、町内におけるエネルギー使用状況、新エネルギー賦存量などに関する調査報告を受けました。

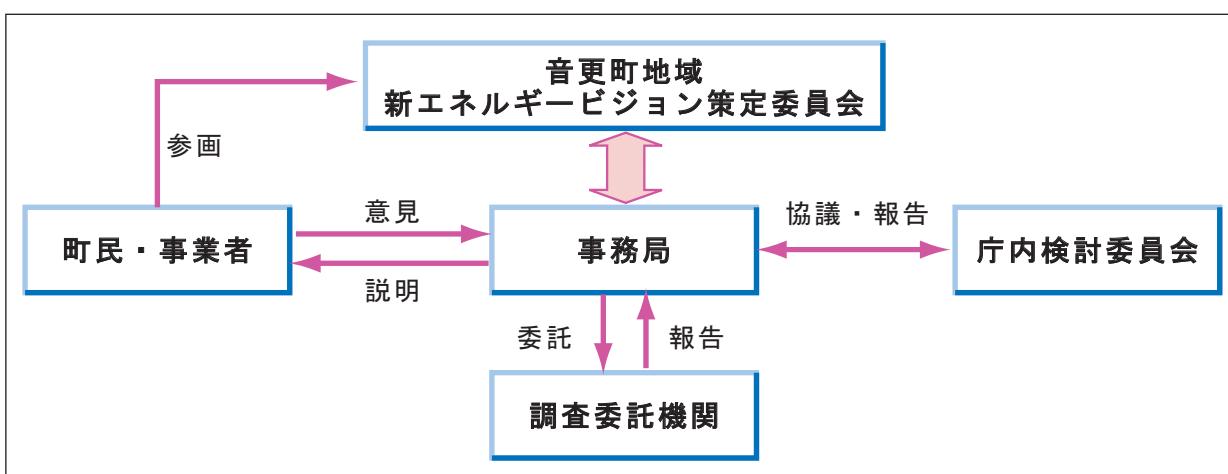


図 1-7-1 音更町地域新エネルギービジョン策定事業の実施体制



図 1-7-2 音更町地域新エネルギービジョン庁内検討委員会の構成



■ 1-8 調査の進め方

本ビジョンにおける調査の進め方は以下のとおりです。

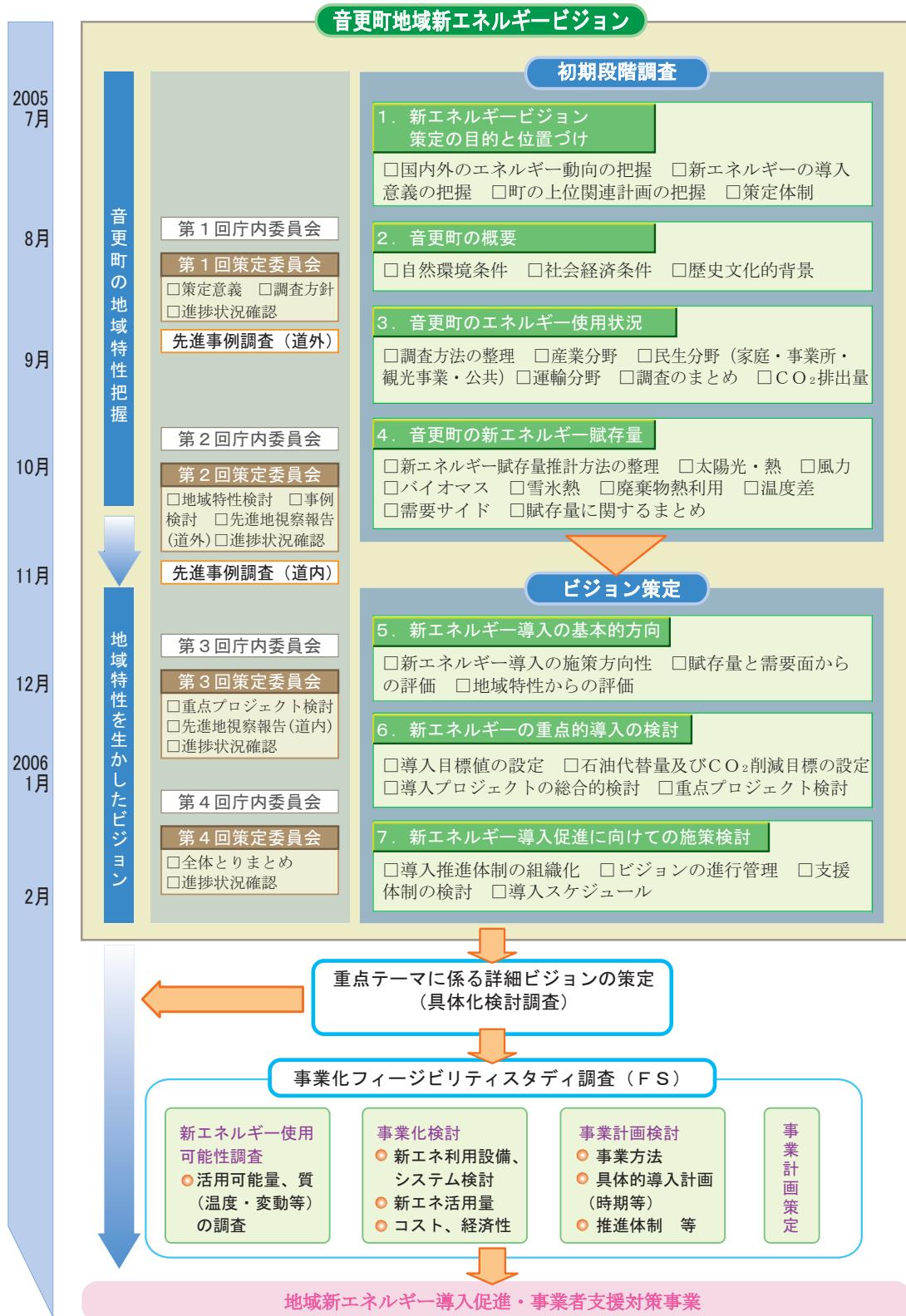


図 1-8-1 音更町地域新エネルギービジョン策定フロー図